

と ち ぎ ネ ッ ト ア ン ケ ー ト

栃木県では、県民共有の財産である森林を守り育て、将来に引き継いでいくため、平成 20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、県民の皆様に 700 円／年（課税期間：平成 20 年度から令和 9 年度まで）のご負担をいただきながら、森林整備などに取り組んでいます。

今般、事業の見直しを実施するに当たり、調査を実施することとしましたので、御多忙の中、誠に恐縮に存じますが、本調査への御理解・御協力をお願いいたします。

Q 1 森林は、豊かな水やきれいな空気を育み、災害から県土を守り、地球温暖化の原因となるCO₂を吸収するなどの公益的機能を果たしていることを、あなたは御存ですか。【1つに○】

- 1 知っている
- 2 ある程度知っている
- 3 あまり知らない
- 4 知らない

Q 2 次の森林の公益的機能のうち、あなたが、特に重要とお考えになる機能は何ですか。【3つまで選択して○】

- 1 山崩れや洪水等を防止する災害防止機能
- 2 水資源を蓄える水源涵養機能
- 3 大気を浄化・騒音を和らげるなどの快適環境形成機能
- 4 大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する地球環境保全機能
- 5 多様な生物の生育・生息の場を提供する生物多様性保全機能
- 6 心身の癒やしや安らぎの場を提供する保健・レクリエーション機能
- 7 自然に親しみ、森林と人との関わりなどを学ぶ教育・文化機能

Q 3 森林の公益的機能は、古来より山里の人々の林業の営みによって守られてきましたが、過疎化の進行に伴う所有者不明森林の増加や木材価格の下落による林業経営の低迷などから、県内の一部の森林では、整備が行き届かず荒廃し、公益的機能が発揮されにくくなっています。あなたは、このことについて、どう考えますか？【1つに○】

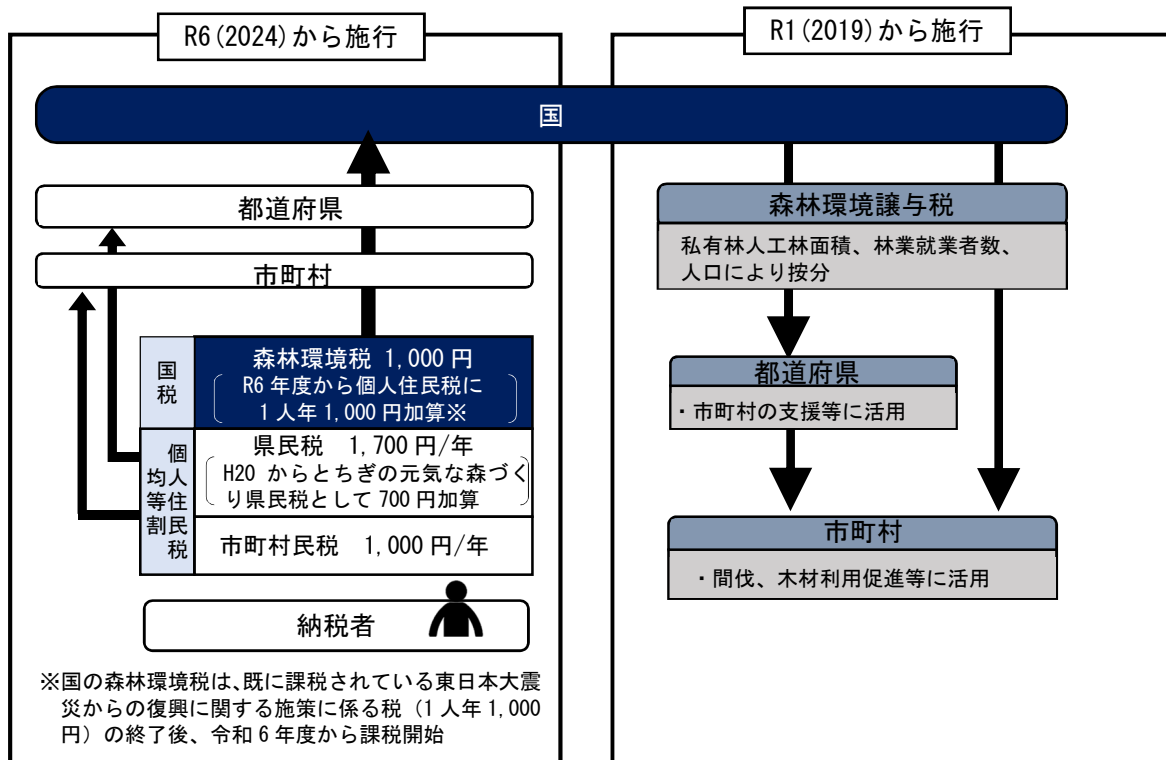
- 1 心配している
- 2 少し心配している
- 3 心配していない
- 4 関心がない

Q 4 所有者が不明な森林等を市町村等が公的に整備するため、国は、令和6年度から個人1人当たり年額1,000円の森林環境税を課税することを、あなたは御存知ですか？【1つに○】

(国の森林環境税は、既に課税されている東日本大震災からの復興に関する施策に係る税(年額1,000円)終了後、令和6(2024)年度から課税が開始されます。)

- 1 名前も税額も知っている
- 2 名前は知っているが、税額は知らない
- 3 名前も税額も知らない

■ 国の森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



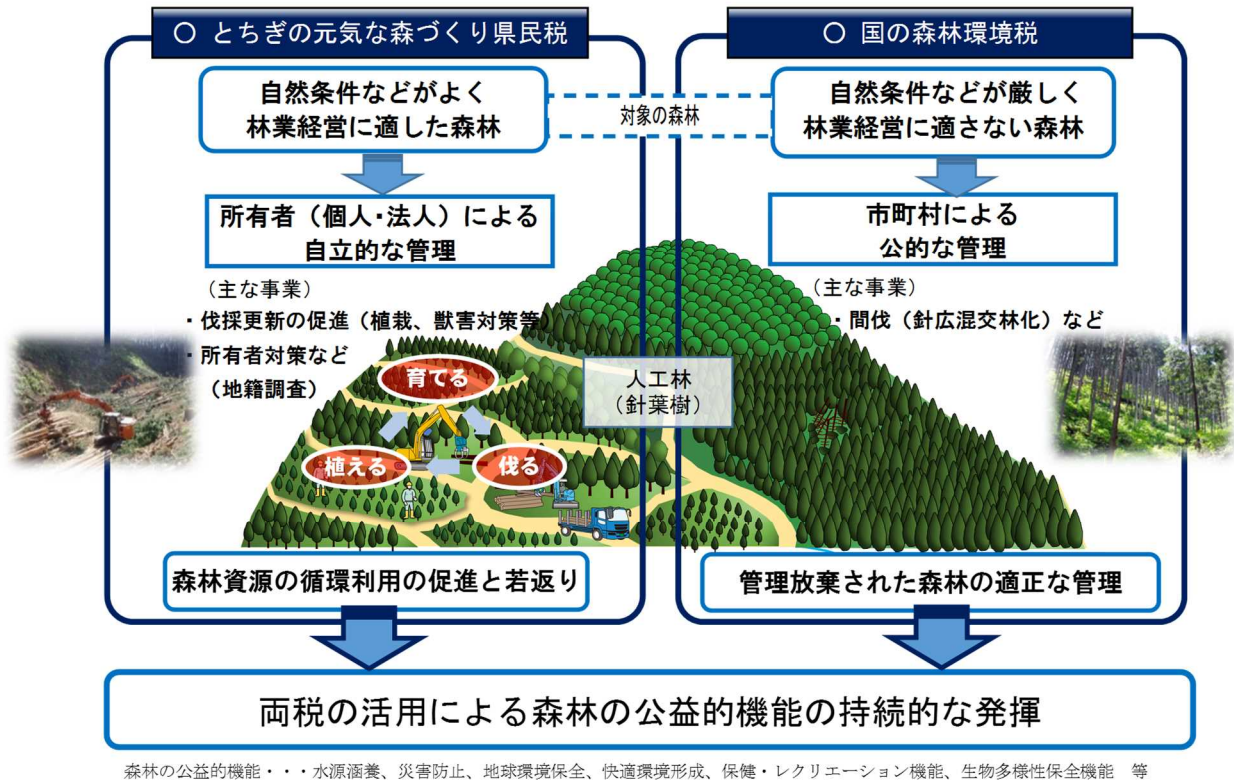
Q 5 とちぎの元気な森づくり県民税では、国の森林環境税による森林の公的な整備・管理の取組と異なり、林業が自立して森林を整備・管理できるような取組を支援しています。

県では、県民共有の財産であるとちぎの森林を将来にわたり健全な姿で引き継いでいくため、「とちぎの元気な森づくり県民税」と「国の森林環境税」を活用し、森林整備を推進してきたいと考えておりますが、あなたは、このことについて、どうお考えですか。

【1つに○】

- 1 私たちの暮らしや産業を支えるためには必要
- 2 必要だと思うが、負担は少ない方がいい
- 3 必要ない
- 4 わからない

■ 「県民税」と「国の森林環境税」を活用した森林整備のイメージ



Q 6 とちぎの元気な森づくり県民税と国の森林環境税を活用した森林を守るための取組として、あなたが大切だと思う取組は何ですか【3つまで選択して○】

- 1 高齢化し公益的機能が低下した森林の若返り
- 2 所有者自らが管理できず、放置された森林の公的整備・管理
- 3 境界・所有者不明森林の明確化
- 4 森づくりの担い手の確保・育成
- 5 栃木県産木材の利用促進
- 6 地域に身近な里山林の保全
- 7 森林の働きや大切さなどの普及啓発

— 御 協 力 あ り が と う ご ざ い ま し た —

栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室

TEL 028-623-3302